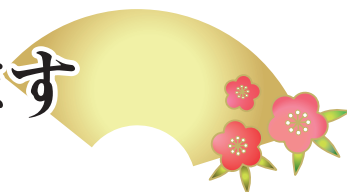




んで新春のお慶びを申し上げます



皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

2025年を振り返りますと、世界では依然として紛争や社会的分断が続き、私たちに多くの課題を突きつけた一年となりました。人々の間には、混迷と不安の感情が広がり、一部の地域では、残念ながら、人種差別や排外主義といった動きが強まる現象も見られました。同時に、このような時代であるが故に、誠実、勤勉、謙虚さ、我慢強さなどの徳性を以て諸困難を乗り越え、居住する国や地域の発展に貢献してきた日系社会の存在意義が再認識された年であったとも言えましょう。

日本では「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げた大阪・関西万博が開催され、世界中の知恵と文化が集う場となりました。異なる価値観や背景を持つ人々が共生し、未来を築くという万博の精神は、まさに海を渡り、新たな土地で多文化共生社会作りに貢献してきた日本人移住者・日系人の歩みと深く共鳴するものです。また、昨年はメジャーリーグにおいて大谷翔平選手や山本由伸投手などの日本人選手が大活躍し、世界の多くの人々に感動と夢を与えました。彼らが多くの人々を魅了した背景には、ずば抜けた身体的能力の高さだけではな

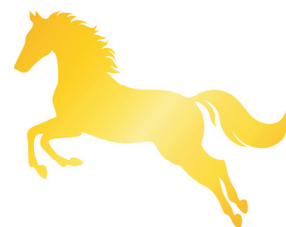
く、彼らの行動に垣間見られた誠実、勤勉、謙虚、我慢強さ、犠牲的精神といった日本的価値観に対する関心と敬意の高まりが存在したことも忘れてはならない事実だと思われます。

こうしたことを背景に、当協会は昨年9月17日から19日までの3日間、「混迷と不安が深まる世界とニッケイ社会～新たなつながりを求めて」を総合テーマに、第65回海外日系人大会を盛況裡に開催いたしました。会場には17カ国・地域から155名、オンライン配信には20カ国・地域から265名の方々にご参加いただき、熱意と活気に満ちた雰囲気の中で議論を深めることができました。改めて、ご参加、ご協力いただいた全ての皆様に心より感謝申し上げます。

同大会では、人種差別や排外主義を乗り越え多文化共生社会を実現するに当たって、日系人が培ってきた「多様性の受容」と「融和の精神」がどのように貢献できるかについて、活発な意見交換が行われました。その結果として、「日系人の歴史を踏まえ、連携して多文化共生社会の実現と維持に尽力する」、「日本の外国人政策については、排外主義に陥らず、事実に基づいた議論を期待する」ことなどを含む大会宣言が採択されました。

本年も当協会は、国際的な視野を持ち、世界各地のニッケイ社会と我が国との連携をより一層深めるために、役職員一丸となって引き続き邁進してまいります。皆様の変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げますとともに、皆様の新しい年が健康で、希望に満ちた実り多き一年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

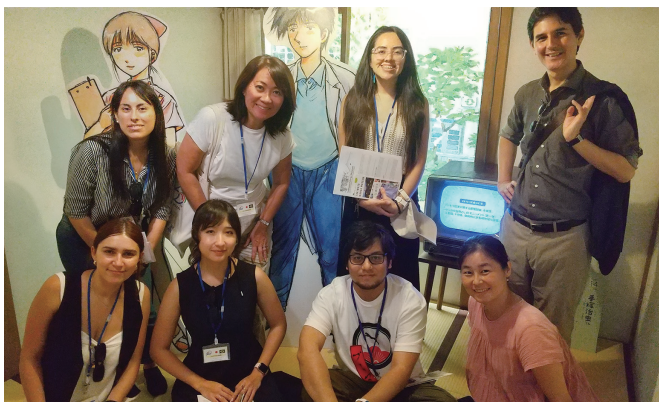
令和8(2026)年 元旦
公益財団法人海外日系人協会
理事長 田中 克之



「ポップカルチャーを通じた日系社会活性化」

～若者層に魅力を発信するための取り組みとは～

当協会では2025年7月から8月にかけて、JICAからの業務委託による日系社会研修「ポップカルチャーを通じた日系社会活性化」コースを実施した。日系社会研修ではこれまで、食文化や和菓子、和服などを通じた日系社会・日系団体活性化のためのコースを複数実施してきたが、今回は、世界中で若者に絶大な人気を誇る日本のアニメ、マンガ、コスプレやゲーム、音楽など、いわゆるポップカルチャーをテーマにした初の研修コースとなった。



豊島区立トキワ荘マンガミュージアムを視察した研修員たち

本コースの背景には、中南米において日系団体の中心的役割を担ってきたメンバーが高齢化し、若い世代の日系社会への帰属意識が低下することによって、若者の日系団体離れが進んでいる現状がある。一方で、日本のアニメやマンガ、音楽、ゲーム等は世界各地で多くの若者を魅了し、日系人であるかどうかに関わらず、日本語、日本文化や日本そのものへの関心が高まっている一面もある。こうした層を引き付けるイベントを企画・実施することにより、日系団体の活動への関心を引き起こし、コミュニティ全体の活性化につなげることを目的に実施された本研修には、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ペルーの4カ国より、各国の日系団体や日系の学校等で活動する6名の研修員が参加した。



秋田書店でマンガやコミック雑誌の編集現場を見学

研修では、日本のポップカルチャーの概論をはじめ、ポップカルチャーを通じた地域活性化の事例と、ポップカルチャーに関連したイベントの企画・実施に必要な知識・技術を得ることを中心に、さまざまな講義や実習、視察を行った。講義では、アニメ・マンガの歴史や、コスプレ・オタク文化のコンテンツ創造力とそれがもたらす経済効果等について学び、視察では、手塚治虫、藤子不二雄(A)、藤子・F・不二雄、石ノ森章太郎、赤塚不二夫といった、日本のマンガ史に名を残す多くの著名なマンガ家たちが若手時代に共同生活を送った伝説のアパートを再現した豊島区立トキワ荘マンガミュージアムや、日本アニメの歴史と制作工程を体系的に学ぶことができる杉並アニメーションミュージアムのほか、マンガ・コミック誌の出版業界の現場等を視察した。

また、熊本県を訪れ、ゆるキャラ「くまモン」が果たす役割や幅広い活動とその経済効果について学んだ。

千葉県の廃校を利用し、インバウンドで日本を訪問する外国人観光客が昭和レトロな日



君ノ高校での給食体験

本の学園生活を体験できる没入型体験コンテンツ「君ノ高校」では、研修員が制服と上履きに替えてホームルームや国語の授業(書道)、給食のほか、避難訓練、掃除、体育(運動会)、卒業式など、アニメやマンガの世界で描かれているような日本の学園生活を体験するとともに、少子化、人口減少の影響で地域のローカル路線の存続が課題となっていた地域で、廃校となった校舎を再活用し、インバウンド需要のニーズとコンセプトを明確にしてSNS等による発信を行うことにより、話題を呼び観光客誘致へと結びつけた好事例を学んだ。

また、(一社)日本盆踊り協会が主催する「アニソン盆踊り」の講習では、盆踊りの歴史や文化的背景について学んだ後、見本を真似ながら全員で盆踊りを練習。アニメ「鬼滅の刃」の主題歌や、ボン・ジョヴィの「Livin' On A Prayer」、荻野目洋子の「ダンシングヒーロー」などの80年代のリバイバル曲で踊る「ニューウェーブ盆踊り」には、研修員たちも大いに刺激を受けた様子だった。海外の日系社会では、盆踊りが地域の住民にも愛され日本文化を楽しむ一大イベントとなっ



君ノ高校での体育の授業(運動会体験)

ている地域もあるが、若者の参加が減り先細りの状況にある地域も少なくない。研修員たちは、自分たちの国でもアニソン盆踊りを取り入れたいと帰国後の活動計画に夢を膨らませていた。

日系スカラーシップ・夢の実現プロジェクト

募集人数・対象地域を
大幅拡大!!



日本財団・日系スカラーシップ

「夢の実現プロジェクト」奨学生募集中!



2025年度の募集バナー。2026年度も6月～7月にかけて募集を行う予定

カナダ・アメリカを対象に追加し、受け入れ枠は30名に!

当協会が日本財団の助成を受けて2003年度より実施している「日系スカラーシップ・夢の実現プロジェクト」は、出身国やその国の日系社会の発展に貢献するための具体的な夢を持ち、日本に留学を希望する若い日系人を対象とした奨学金制度だ。この制度を利用して、これまでに12カ国から約170名の若者が日本に留学し、夢の実現に向けて学んできた。

制度の開始から22年となった2025年度募集からは、年間の受入れ枠を従来の10名から大幅に拡大し、30名とした。さらに、これまで中南米およびアジアの一部のみとしていた対象地域に、新たにカナダとアメリカが加わった。各地の日系社会で、世代交代に伴う持続可能性が課題となっている中で、日本への留学を通じて出身国、地域社会の発展に貢献する次世代日系人リーダーの育成を図るとともに、北米の日系社会を対象に加えることで、世界各国をつなぐグローバルな日系ネットワークのさらなる拡充を目指す。

日系社会は、国や地域ごとに異なる歴史を持ち、それぞれに発展してきた。多様な背景をもつ若者たちが「日系」という共通項をもとに本制度を通じて知り合い、お互いの価値観や視点を共有することで、相互の学びと交流が生まれることが期待されている。

制度の柔軟性が最大の魅力

留学生が学ぶ専門分野は、医学、工学、国際関係、日本語教育、日本料理、デザイン、ファッション等、バラエティに富んでいる。大学、大学院や専門学校など、学び、学校の種別を問わず、専門分野の制限もないことは、本制度の大きな特長の一つとなっている。また、本格的な進学を前提に、必要な場合は1年間の語学研修期間も認められており、最大で5年間、奨学金を受けることができる。このように柔軟な制度であるからこそ、個々の挑戦や学びが国や分野を越えて結びつき、相互理解を促す機会となり、多様な視点を持つ人材が育成されてきた。本制度の卒業生たちは現在、日本や母国で大学教員となった者や、医療、福祉、国際協力など、幅広い分野でリーダーとして活躍している。

受入れ枠・対象地域の拡大後、初めての募集となった2025年度は、6月から7月末にかけて応募を受け付けたところ、13カ国から150件を超える応募があった。2026年度についても同時期の募集を予定しており、各地からたくさんの応募を期待している。

2025年度の募集・選考を終えて



二次選考のための海外出張でペルー沖縄県人会を訪問

2025年度募集は、1次の書類選考を合格した75名を対象に、10月にペルー（リマ）とブラジル（サンパウロ）および日本国内にて2次選考の面接を実施した。リマでの面接には、同制度卒業生の橘谷エルナンさん（第1期生・鍼灸専攻）が、通訳者として協力してくれた。また、両国の卒業生に声をかけたところ、リマには9名、サンパウロには3名が集まりOB会を開催。互いの近況等を伝え合うよい機会となった。

面接を通じて、受験者の多くが自身の日系ルーツを大切にしたいと

いう思いを持っていることが確認できた。ある受験者は、「家族の中で祖母が唯一の日本人だった。祖母が亡くなってから日本語の勉強を始め、自分のルーツについて調べるようになった」「祖母の代でルーツを終わらせたくない、自分が日本のルーツを受け継いでいきたい」と語った。面接には同時通訳者を配置しているが、多くの受験者が自分の想いを少しでも日本語で伝えようと努力する姿が見られ、とても印象的だった。

見た目は日本人であっても、生まれ育った国や第一言語が異なること等、それぞれに異なる背景を持つ彼らは、日系としての優位性を感じられることもある反面、自分の居場所やアイデンティティに悩むことも少なくない。本制度では、そのような環境で生きているのは自分だけではないということを世界中の若い日系人に届け、専門分野の勉学に励むだけでなく、日系人同士のつながりや絆を育む機会としてもらうことを期待している。



ASEBEX（日本留学研修員OB会・ブラジル）での事業紹介

ブラジルだより

CIATE 佐々木智美専務理事 着任のごあいさつ



日本語教室のクラスのメンバーと。ハファエル先生の誕生日だったので、生徒みんなで持ち寄りパーティー 前列左から4人目が佐々木専務理事

私が日系人業務に初めて関わったのは、30年前の1995年でした。1990年の入管法の改正によりブラジルを含む南米5カ国に対して就労制限のない定住ビザが認められ、デカセギ目的で多くの南米日系人が来日しました。その援助機関として（公財）産業雇用安定センターが南米日系人の雇用に係る支援事業を受託し、当時南米で留学を終えて帰国したばかりの私はそこへ就職したのです。

当時はバブル崩壊後だったとはいえ、日本の給与水準はまだ世界的に見ても高く、デカセギに来るだけの魅力がありました。初めて来日する日系人の方々に対する職業生活における法制度のガイドブック、労働相談事例集、日本語会話集、単語集、啓発ビデオ、合同研修会の実施等、普段の相談業務や業務管理に加えて、本の執筆やイベント開催の企画立案に追われた多忙な日々でした。

当協会では、厚労省からの委託により、ブラジルの国外就労者情報援護センター（CIATE）へ専門嘱託職員を派遣している。この度、照屋エイジ前専務理事の任期満了に伴い、新たに佐々木智美氏が専務理事に就任。当協会でのブリーフィングを終え2025年8月に着任した。

佐々木専務理事は、1990年代に産業雇用安定センター国際部にて日系人就労者支援を担当した経験を持つ。CIATEでは、日本で就労したいと考えているブラジル在住の日系人らを対象に、情報提供や相談業務を担当する。

日系人業務に携わったのは6年間。あれから25年近い歳月が流れ、再びこうして日系人業務に携わる日が来ようとは夢にも思いませんでしたし、運命の不思議な巡りあわせを感じずにはいられません。

そしてその間に時代は大きく変貌し、失われた30年を経た日本は、ブラジル日系人にとって、かつてほど稼ぐことを目的に行きたい国ではなくなってしまっていました。

しかし、それでも日本文化に関心を持ち、日本に憧れ、日本に住みたいという人たちはいます。動機はかつてのような金銭目的ではなく、アニメやマンガのような文化であったり、治安のよい住みやすさであったり、家族が日本にいたので一緒に住みたいという願いであったり。

日本語教室も人気で、日本語を勉強している学生たちは、みんな礼儀正しく、親切で、時間も正確で、ブラジル人らしい陽気さをもちながら、どこことなく日本人らしいところもあります。

近代の歴史において、物質主義的な価値観が幅を利かせた時代が長く続きました。しかし、住みやすさや人とのつながり、文化に対する理解や親和性といったことがより強い日本への関心につながっているとしたら、むしろそれは歓迎されるべきことではないかと思います。

ただ、現実問題として、日本で働き生活するとすると、以前のような経済目的での移動よりはるかに難しく、まとめて単純労働者として受け入れた過去と違い、個別にきめ細かな対応が必要になります。その課題とどう向き合い解決していくか、そのことに苦慮する日々であるともいえます。

CIATEとは

1990年の改正入管法施行により、日系人は国内における単純労働が認められ、日本で就労する日系人、特にブラジル日系人の数は飛躍的に増加した。しかし、その就労経路に人材派遣ブローカーが介在し、来日後に数多くのトラブルが発生し社会問題となった。

そこで、ブラジルに住む日系人がブローカーに依拠せず安心して来日・就職できる環境を整備し、就労経路の適正化を図ることを目

的に、サンパウロに設立されたのがCIATEだ。

当協会では、2004年度より厚生労働省により「日系人就労環境改善事業」の委託を受け、本事業における現地業務をCIATEに委託している。当協会に設置された日系人相談センターとCIATEが連携することにより、日系人の就労環境改善業務の更なる円滑化が図られている。

2025 CIATEコラボドールズ・ セミナー

「ー日本ブラジル友好交流130周年ー 社会変革の時代における在日日系人労働者の現状」開催



初日の開会式で講演した当協会田中理事長

11月29-30日に、CIATE主催の「CIATEコラボドールズ・セミナー」がサンパウロで開催された。サンパウロ州内で活動するCIATEのコラボドール（協力者）を一堂に集め、その研修会を国際シンポジウム形式で公開実施する年間最大の行事となっている。初日の開会式には、鈴木誉里子在サンパウロ総領事、西尾ロベルトブラジル日本文化福祉協会会長、日本から訪伯した安藤英樹厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長が来賓あいさつ。その後、当協会田中克之理事長が、第65回海外日系人大会の成果を報告した。

2日目は、土屋賢治浜松医科大学子どものこころの発達研究センター特任教授が、在日ブラジル人の子供の事例についてオンラインで紹介したほか、安藤外国人雇用対策課長が「最近の日本の雇用情勢と日系ブラジル人労働者への支援政策」、松本アルベルト・（資）

アイデアネットワーク代表が「ワーキングホリデーという交流と体験：アルゼンチン、チリ、ウルグアイの事例」と題した講演を行った。二宮正人CIATE理事長は「日本ブラジル友好交流130周年を迎えて」と題し、日伯修好通商航海条約の調印から現在の両国の交流までを振り返った。



Mexicana casada com japonês que vive com outra mulher, renovação de visto. 別居中の日本人夫とビザの更新について

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)

14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

Q Sou mexicana sem descendência japonesa, e cheguei no Japão há um pouco mais de 20 anos inicialmente para aprender o idioma japonês. Para as despesas necessárias de vida, um amigo me colocou para trabalhar em um asilo de idoso. Neste local conheci meu marido que na época fazia arubaito, e me ensinava o serviço com um japonês bem simples e fácil de entender e sempre me elogiava a cada progresso no aprendizado do idioma. Passados alguns meses nos casamos, e o meu status de residência passou a ser o de “cônjuge de cidadão japonês” e infelizmente não tivemos filhos, trabalhei por 2 anos e por problemas de saúde me tornei dona de casa, mas sempre fazia algum tipo de arubaito, pois meu marido nunca ficava pois muito tempo no mesmo emprego.

Tenho necessidade de renovar meu visto anualmente, justamente por não ter emprego fixo, renda instável de meu marido devido a muitas trocas de emprego, sua inadimplência com alguns impostos e aposentadoria. A única coisa que estava em dia era o seguro nacional de saúde, devido as necessidades com hospital e remédios, então eu conseguia fazer a renovação do visto. Recentemente, fiquei sabendo que se os impostos não estiverem em dia posso ter o visto cancelado, além disso, oficialmente somos casados, mas faz 3 anos que não moramos mais juntos pois ele se mudou para outra província e está morando com outra mulher. O seu endereço continua onde moro, e ele me ajuda na renovação do visto, pois continuo como sua dependente no seguro nacional de saúde, e mensalmente me envia 50 mil ienes, para me ajudar com as despesas mensais e eu completo fazendo arubaito para aumentar a renda. Daqui 3 meses vou ter que renovar o visto de permanência e como o meu marido está inadimplente com os impostos posso ter o visto cancelado? Posso ser deportada? Perdi o contato com parentes no México e meus pais já são falecidos, não tenho como retornar, o que posso fazer?

A Atualmente a renovação do visto está cada vez rigorosa, impostos atrasados são motivos para recusarem a renovação, e a partir de junho de 2027 estão sendo tomadas medidas de que aqueles que estiverem em atraso com o seguro nacional de saúde, a princípio não poderão alterar ou renovar o status de residência. No seu caso, a situação é muito mais delicada, e a probabilidade de ser recusada é muito grande, pois além de não ter emprego fixo, não contribuir com a aposentadoria, há outros motivos bastante preocupantes, então se quiser continuar morando no Japão vai ter que solicitar ajuda profissional especializado e mesmo assim a renovação não está assegurada. Entre alguns motivos de recusa podemos citar:

1- Segundo as diretrizes da obtenção de visto de permanência, o estrangeiro casado com um cidadão japonês para ter o direito de ter o visto de “Cônjuge de Japonês” devem morar juntos, e se estiverem morando separados ter motivos bastante convincentes de que os levaram a morarem separados, mas como seu marido, apesar de estar com o endereço de residência onde você reside, está em outra província e morando maritalmente com outra mulher, então fica claro que vocês não formam mais uma família, até agora você conseguiu a renovação mesmo morando separados,

mas como toda mentira tem perna curta, cuidado, pois informações falsas violam a Lei de Controle de Imigração, e estará sujeito a penalidades como prisão, multa ou a deportação.

2- Para solicitar a renovação do visto, deve-se obrigatoriamente apresentar os comprovantes de impostos quitados e por estar inadimplente, você deve procurar a prefeitura onde estão cadastrados o mais rápido possível para verificar a real situação da inadimplência dos impostos e tentar fazer acordo de parcelamento do montante que estão devendo, porém como são muito anos sem pagamento, é bem possível que o valor esteja extremamente alto e terá muita dificuldade de quitação da dívida.

相談 私は非日系のメキシコ人です。20年以上前に、日本語を学ぶために来日しました。生活費を稼ぐため、友人の紹介で老人ホームでの仕事を見つけ、そこで当時アルバイトをしていた今の夫と出会いました。彼はとても簡単で分かりやすい日本語で仕事を教えてくれ、私が日本語を習得するたびに褒めてくれました。知り合って数カ月後に結婚し、私の在留資格は「日本人の配偶者等」になりましたが、残念ながら子供には恵まれませんでした。

結婚から2年後、健康上の問題で仕事を辞め専業主婦になりました。しかし、夫は同じ仕事を長く続けることができずすぐに辞めてしまうので、私もできる限りアルバイトをして収入を補っていました。

私のビザは毎年更新が必要です。これは、私が定職に就いておらず、夫の度重なる転職により収入が不安定なことに加え、税金や年金の一部を滞納しているからです。唯一、病院や薬の必要性から国民健康保険料だけはきちんと納めていたので、ビザを更新することができていました。

最近、税金を滞納するとビザが取り消される可能性があることを知りました。さらに、夫が他県に引っ越し別の女性と暮らしているため、私たちはもう3年ほど一緒に暮らしていません(まだ婚姻関係は続いています)。彼の住民登録は私が住んでいる場所のままで、国民健康保険は彼の扶養家族として引き続き加入しているので、ビザの更新手続きを手伝ってくれています。また、毎月の生活費として5万円の仕送りをしてくれており、私は1日4時間のパートタイムで働いています。

3カ月後にもまたビザを更新しなければならないのですが、夫が税金を滞納しているのでもうビザを取り消されてしまうのでしょうか? 国外退去になる可能性はありますか? 親戚との連絡は途絶えており、両親も亡くなっているためメキシコに帰ることはできません。どうすればいいでしょうか?

回答 現在、ビザの更新はますます厳しくなっており、税金の滞納が更新拒否の理由となることもあります。2027年6月からは、国民健康保険の滞納者も原則として在留資格の変更・更新が認められなくなります。

あなたの場合は状況がさらに複雑で、定職についていないことや国民年金を納めていないこと他にも懸念される理由があり、更新が拒否される可能性が非常に高いです。日本で生活し続けたいのであれば、専門家の助けを求める必要がありますが、それでも更新が保証されるわけではありません。

拒否される理由としては、以下の点が挙げられます。

1-別居と婚姻実態の欠如:在留資格「日本人の配偶者等」のガイドラインによると、当該外国人は日本人配偶者と同居している必要があり、別居している場合は、別居に至った説得力のある理由が必要です。あなたの夫は、住民登録があなたの住所のままであっても、他の県で別の女性と事実上の夫婦として暮らしているため、あなたたちがもはや家族として生活していないことは明らかです。これまで別居していても更新できていましたが、「嘘はいずれ露呈するもの」です。虚偽の情報は入管法に違反し、懲役、罰金、または強制送還などの罰則の対象となる可能性があります。

2-税金の未納:ビザの更新を申請するには、納税証明書の提出が義務付けられています。夫が税金を滞納しているため、あなたはできるだけ早く住民登録をしている役所に行き、税金の滞納の実際の状況を確認し、滞納額の分割払いができないか相談する必要があります。長年にわたり滞納が続いているため滞納額が極めて高額になり、返済が非常に困難になる可能性もあります。

第12回福岡県人会世界大会開催



11月5日～8日の4日間にわたり、福岡県で「第12回福岡県人会世界大会」が開催された。世界各地にある福岡県人会が一堂に会するイベントで、1992年の第1回大会以来3年ごとに持ち回りで開催されている。過去にはハワイ、ブラジル、チリ、カナダ、メキシコ、マレーシア、ペルー等でも開催されており、母県福岡県での開催は6年ぶりとなった。

今大会には、20カ国・地域にある27の県人会から約400名が参加し、ホテルニューオータニ博多を会場に、記念式典、歓迎レセプション等が開催されたほか、慰霊祭、県人会代表者らによる合同会議、ふるさと巡りツアーなどが行われた。

11月6日には、若者交流イベントとして「Meet up FUKUOKA」が開催され、参加した若者たちは自国の紹介や県人会活動等についてプレゼンテーションを行い交流を深めた。

JICA横浜 海外移住資料館 企画展示「破られた約束」 3Dバーチャル展示を公開中

JICA横浜 海外移住資料館では、昨年8月15日から12月7日までの会期で、2014年～2022年にかけてカナダ国内で実施された研究・発表プロジェクト「Landscapes of Injustice(不正義の風景)」を基に、2020年にカナダ日系文

日系社会 Topics



化センター・博物館が企画制作した「Broken Promises(破られた約束)」の企画展示を開催した。

第二次世界大戦中のアメリカ合衆国における日系人の強制立ち退き・収容は有名だが、カナダではそれに加え、政府主導によって日系人の財産の強制的な没収と売却が行われたことはあまり知られていない。それらは、なぜ、どのように行われたのか。本展では、カナダの研究プロジェクト「Landscapes of Injustice」(2014年～22年)に関連して現地で作られた7人の当事者体験を伝える巡回展示パネルを軸に、歴史の概説パネル、各種動画や文書資料を加え、日本の来館者向けに再構成した。

また遠方の方も展示を閲覧できるよう、現在展示会場の臨場感をリアルに体験できるこの企画展示の3Dデジタルモデルが閲覧可能だ。アクセスは右のQRコードより(3月31日まで)。



本の紹介

「エジモンド・ススム・フジタ-ブラジル外務省初の日系ブラジル人」

ブラジル外務省において、初の日系ブラジル人外交官となったエジモンド・ススム・フジタ(1950-2016)の人生を記した伝記。サンパウロで日本人移民の子として生まれたフジタは、学業で優れた才能を発揮し、1975年にブラジル外務省(イタマラチ)に入省した。彼の生涯は、ブラジルにおける日本移民史の中でも特筆すべきものであり、多くの若い日系人が道を切り拓く契機ともなった。著者のウィリアンス・カスチリオは、フジタの人生を深く掘り下げ、読者をブラジルの地政学、イタマラチにおけるアジア系アイデンティティ、そしてサンパウロの日系社会の歴史へと誘う。

各章は簡潔で読みやすく構成されており、学術的な厚みを保ちながらも、一般読者にも親しみやすい内容となっている。フジタが直面した困難や、彼の顕著な功績、そしてブラジル外交への貢献を通して、卓越した外交官の記憶を継承し、新たな世代へのインスピレーションを与える一冊。

※当協会WEBサイトでは、伝記の日本語訳版を、著者であるウィリアンス・マルコ・デ・カスチリオ・ジュニオル氏からのご紹介により全文掲載している。〔「エジモンド・ススム・フジタ-ブラジル外務省初の日系ブラジル人」で検索〕



NIKKEI NO.67
海外日系人協会だより
Network
2026 Jan.

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/椿 秀洋

JAPANESE OVERSEAS MIGRATION MUSEUM JAPANESE OVERSEAS MIGRATION MUSEUM

第七回

JICA 海外移住「論文」および 「エッセイ・評論」募集中!

論文 部門

課題 日本人の北米・中南米への移住に関する諸研究
最優秀賞(1名) 賞状および賞金 / 研究奨励金 50 万円
優秀賞(若干名) 賞状および賞金 5 万円

エッセイ・ 評論部門

課題 日本人の北米・中南米への移住について
最優秀賞(1名) 賞状および賞金 / 研究奨励金 20 万円
優秀賞(若干名) 賞状および賞金 5 万円
佳作(若干名) 賞状



6/30
TUE
応募締切

詳細はこちら



JICA 横浜 海外移住資料館 論文事務局 (公益財団法人海外日系人協会内)
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 2-3-1 045-211-1786 article@jadesas.or.jp

主催: JICA 横浜 海外移住資料館
後援: 国際移住機関 (国連 IOM) 駐日事務所



JAPANESE OVERSEAS